

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 目次

第1章 総則	1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	1
第2章 南海トラフ地震臨時情報	2
第1節 南海トラフ地震に関連する情報	2
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	5
第3章 関係者との連携協力の確保	7
第1節 資機材、人員等の配備手配	7
第2節 他機関に対する応援要請	7
第3節 帰宅困難者への対応	7
第4章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	8
第1節 避難指示の発令基準	8
第2節 避難対策等	8
第3節 消防機関等の活動	8
第4節 ライフライン関係	8
第5節 交通関係	9
第6節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	9
第7節 迅速な救助	9
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	10
第6章 防災訓練計画	11
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	12

第1章 総則

南海トラフ地震に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、市民、地域、防災関係機関がとるべき基本的事項を定める。

実施担当	各部各班
------	------

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務または業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、「香芝市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第1編第6節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を準用する。

第2章 南海トラフ地震臨時情報

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の地震活動により、復旧を遅らせたという事実もある。

このため、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れが生じた場合を想定し、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

実施担当	各部各班
------	------

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりを知らせるために、南海トラフ地震防災対策推進地域に次の情報を発表する。

なお、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。(南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域には指定されていない。)

1. 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に、南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表する。

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合 ・想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべり等を発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測した場合 <p>※:監視領域内:南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲</p>

南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に

関する評価検討会（以降、「評価検討会」という。）における評価を踏まえ、以下のいずれかの情報が発表される。

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	・評価検討会において、「南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生した」と評価された場合
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	・評価検討会において、「監視領域内において、マグニチュード7.0以上8.0未満の地震が発生した」と評価された場合（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く） ・評価検討会において、「想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生した」と評価された場合 ※：監視領域内：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	・評価検討会において、巨大地震警戒・巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

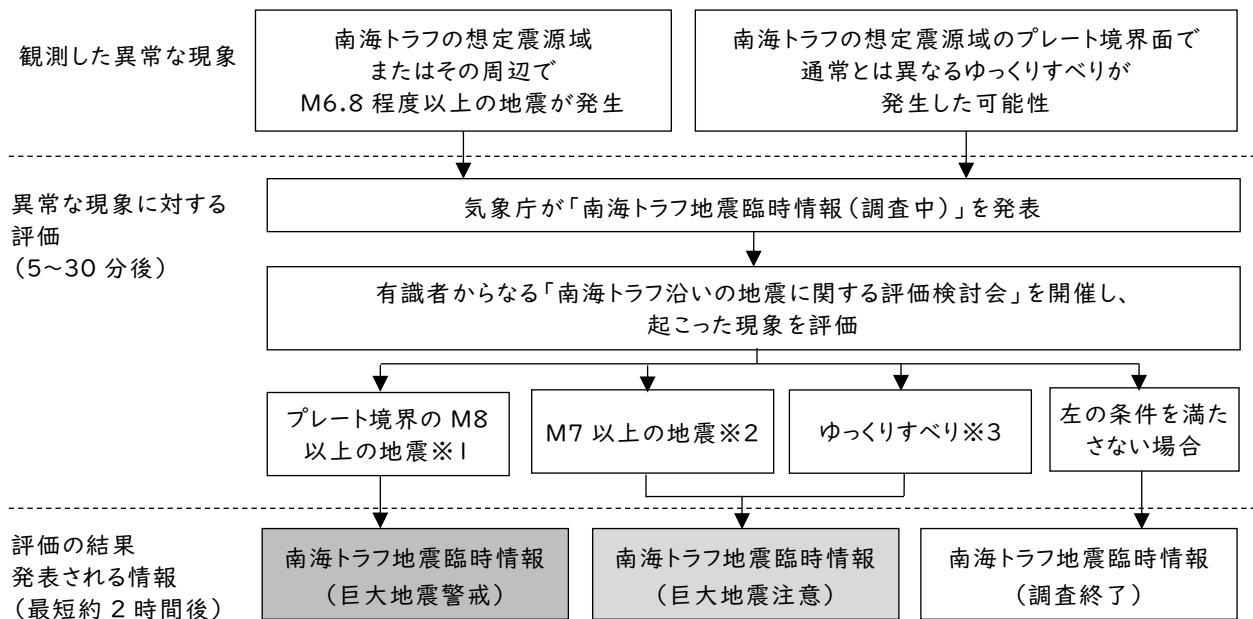
2. 南海トラフ地震関連解説情報

気象庁は、観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合、または評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）に南海トラフ地震関連解説情報を発表する。

なお、すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

3. 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

気象庁が異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

出典：気象庁「南海トラフ地震臨時情報等の提供開始について」（令和元年 5 月 31 日）

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1. 地震の時間差発生等への対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表条件となる地震または現象が発生した後に、発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以降、「後発地震」という。）は、最初の地震発生直後ほど発生の可能性が高く、時間とともに減少する。

市は、気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

また、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備するとともに、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

2. 必要な体制の確保

気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知その他必要な措置を行うものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制は、「防災計画 第3編地震災害応急対策計画 第1章 災害対策のための体制の確立 第2節 組織体制、第3節 動員体制」を準用する。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応

(1) 注意喚起

ア. 日頃からの地震の備えの再確認

(ア) 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

(イ) 避難場所・避難経路の確認

(ウ) 家族等との安否確認手段の取り決め

(エ) 家庭等における備蓄の確認

※臨時情報発表時に、市民があわててこれらの行動をとることがないように、機会を捉えて周知し、必要な対策の実施を促す。

イ. できるだけ安全な防災行動をとる

(ア) 高いところに物を置かない

(イ) 屋内のできるだけ安全な場所で生活（できるだけ安全な部屋で就寝する等）

(ウ) すぐに避難できる準備

(エ) 危険なところでできるだけ近づかない

ウ. 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(2) 警戒・注意する期間

後発地震に対して警戒する期間は、対象地震発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正午までの期間)とする。

1週間経過後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除し、さらに1週間(対象地震発生から336時間経過した以降の正午までの期間)注意する措置をとる。

それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

ただし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意する。

4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の対応

(1) 注意喚起

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)と同内容とする。

(2) 注意する期間

後発地震に対して警戒する期間は、対象地震発生から1週間(対象地震発生から168時間経過した以降の正午までの期間)とする。

または、対象の現象が収まってから、対象の現象が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間とする。

それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

ただし、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意する。

5. 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)発表時の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」が発表された場合、災害警戒体制(警戒配備)を解散する。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

実施担当	本部班、要員班、上水道班、市民班、救援班、避難所班、情報収集整理班
------	-----------------------------------

物資等の調達手配、人員の配置、災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ、第3章 応急復旧期の活動 第1節 緊急物資の供給」を準用する。

第2節 他機関に対する応援要請

実施担当	本部班、要員班
------	---------

他機関に対する応援要請については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ、第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ」を準用する。

第3節 帰宅困難者への対応

実施担当	情報収集整理班、救援班、市民班、避難所班
------	----------------------

帰宅困難者への対応については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第16節 帰宅困難者対策」を準用する。

第4章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する 事項

第1節 避難指示の発令基準

実施担当	本部班
------	-----

避難指示の発令基準については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第5節 避難誘導 1. 避難指示」を準用する。

第2節 避難対策等

実施担当	関係各部各班
------	--------

避難対策等については「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第6節 要配慮者の支援、第7節 指定避難所の開設・運営、第3章 応急復旧期の活動 第1節 緊急物資の供給」を準用する。

第3節 消防機関等の活動

実施担当	消防部
------	-----

消防機関等の活動については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ 2. 消防活動に係る応援の要請・受入れ、第2章 災害発生時等の活動 第17節 大規模消火対策」を準用する。

第4節 ライフライン関係

実施担当	上水道班、下水道班、本部班、情報収集整理班、関係事業者
------	-----------------------------

上水道施設、下水道施設、電力施設、ガス施設、電気通信施設については、「防災計画 第3

編 地震災害応急対策計画 第3章 応急復旧期の活動 第3節 ライフラインの確保」を準用する。

第5節 交通関係

実施担当	調査復旧班、施設管理者
------	-------------

道路施設、鉄道施設については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第3章 応急復旧期の活動 第4節 交通の機能確保 2.各施設管理者における復旧」を準用する。

第6節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

実施担当	関係各部各班
------	--------

不特定かつ多数の者が出入りする施設の措置及び災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置等については、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第18節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策」を準用する。

第7節 迅速な救助

実施担当	消防部
------	-----

消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制、緊急消防援助隊の人命救助活動等支援体制の整備、実動部隊の救助活動における連携の推進、消防団の充実については、「防災計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害に備えた防災体制の確立 第4節 消防・救助・救急体制の整備、第3章 地域防災力の向上 第4節 支援・受援体制の整備」、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ 1. 応援の要請、2. 消防活動に係る応援の要請・受入れ」を準用する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 計画

実施担当	関係各部各課
------	--------

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、「防災計画 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進」を準用する。

第6章 防災訓練計画

実施担当	各部各課
------	------

防災訓練計画については、「防災計画 第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 2.防災訓練・防災教育」を準用する。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

実施担当	各部各課
------	------

地域住民等に対する教育、市職員に対する教育は、「防災計画 第2編 災害予防計画 第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 1.防災知識の普及啓発、2.防災訓練・防災教育」を準用する。

また、災害時の広報及び広聴は、「防災計画 第3編 地震災害応急対策計画 第2章 災害発生時等の活動 第2節 災害広報・広聴対策」を準用する。